# 温泉利用計画書

1	에 田 국·호·바	地 番									
1	利用予定地	地目									
	土地所有者	住所									
-	上地別有有	氏名									
	敷地面積	利用土地の総	面積					m²			
利	名 称										
用	建築構造										
施	建築面積		m²	延	£ [	面 積				r	'n²
設	収容人員	個人(		) /	名	• 团 (	体 (			)	名
の	部屋数										
概	浴室数										
要											
×	温泉必要量		m ]	/分	(1	詳細は7	下記の	とおり)			
	建設時期	年	月 日	~			年	月月	完定	戊	
ボ資 	自己資金		円	建資	ŧ	自己資	金				円
リン	借入金		円	築		借入	金				円
ン グ エ	その他		円	エ		その	他				円
事金	計		円	事金	事金計						円
他法	法令の別	都市計画法	自然公園法	農	地	也法	大井	規模建築物	そ	の	他
令有 の・	掘削地点 										
許無可等	利用施設建設地点										
71	·	申請地と加	施設の距離			中間	土地	の確保状況			
引	湯計画		I	n							
そ	の他	施施設平面図		削紙の	とこ	おり					

【温泉必要量計算書】	

別記様式第1号の2 (要綱第2条関係)

誓約 書(個人用)

年 月 日

栃木県知事様

住所 氏名

私は、温泉法第4条第1項第4号及び第5号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第1号の3 (要綱第2条関係)

誓約 書(法人用)

年 月 日

栃木県知事様

住所 氏名

(法人の場合はその所在地、 名称及び代表者の氏名)

当法人及び役員は、温泉法第 4 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び第 6 号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第1号の4 (要綱第4条関係)

誓約 書(法人用)

年 月 日

栃木県知事様

住所 氏名

(法人の場合はその所在地、 名称及び代表者の氏名)

当法人が合併・分割し、地位を承継する法人及び役員は、温泉法第4条第1項第4号、 第5号及び第6号に該当しない者であることを誓約します。

#### 温泉掘削等許可技術基準適合書

申請者氏名

掘削地点所在地

	t 糸 t 淮 の t 穷		技 術	基準適合状況	
	技術基準の内容	技術基	準適合・不適合	状 況	備考
1.	可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の掘削				
	(1)離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>		1		1
	掘削口から敷地境界線までの水平距離が8メートル以上であること。	適合・不適合	適 合:8m以上 不適合:8m未満	最低距離: m	別添図面参照
	(2)火気使用制限等(掘削口から水平距離8メートルの範囲内)<第1	条の2第1項第	2号>		
	火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 <第2号イ>	適合・不適合	適 合:設置しない 不適合:設置する		
	火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適 合:作業しない 適 合:ただし書き適用 不適合:作業する	ただし書き適用の場合はその理由:	
	掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第2号ハ >	適合・不適合	適 合:掲示する 不適合:掲示しない	揭示場所:	
	(3)関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離8メートルの範	囲内) <第1条の	の2第1項第3号>		
	さくの設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者のに立入 りを制限すること。	適合・不適合	適 合:制限する 不適合:制限しない	掘削口から柵等までの距離: m	別添図面参照
	(4)携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項	頁第4号>			
	携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない	設置場所:	
	消火器を備えていること。	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない	数量: 備付場所:	
	(5)噴出防止装置の設置<第1条の2第1項第5号>				
	噴出防止装置が設置されていること。	適合・不適合	適 合:設置する 不適合:設置しない	方式の別: ラム型、 アニュラー型 最高使用圧力:( MPa)	別添図面参照
	(6)警報設備の設置<第1条の2第1項第6号>				•
	検知器は掘削口(泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。)の直上に設置されていること。<第6号イ>	適合・不適合	適 合:設置する 不適合:設置しない	検知器の設置場所:	別添図面参照
	空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の25パーセント以上となった場合に警報を発すること。〈第6号ロ〉	適合・不適合	適 合:適切な作動 不適合:不適切な作動	警報を発する濃度: %LEL 警報を発する場所:	
					- I
	掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。 <第7号イ>	適合・不適合	適 合:測定する 不適合:測定しない		
	可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。 〈第7号ロ〉	適合・不適合	適 合:点検する 不適合:点検しない		
	(8)ゆう出路の洗浄作業時の点検<第1条の2第1項第8号>				<b>!</b>
	ゆう出路の洗浄を行うに当たつては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆 候の有無を目視で点検すること。	適合・不適合	適 合:点検する 不適合:点検しない		
	(9)点検記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>				
	警報を発した記録、測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。 <第9号>	適合・不適合	適 合:保存する 不適合:保存しない	保存場所:	
	掘削口等に設置した警報設備による警報の作動の状況を記録すること。 <第9号イ>	適合・不適合	適 合:記録する 不適合:記録しない		
	毎作業日の点検、ゆう出路洗浄時の点検の結果を記録すること。 <第9号ロ>	適合・不適合	適 合:記録する 不適合:記録しない		
	(10)災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>				•
	災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない	備付場所:	
	災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イ>	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載		申請書に添付
	災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ロ>	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載		"
	災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 <第10号ハ>	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載		"
	その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号二>	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載		"
	(11)非常時の措置<第1条の2第1項第11号>				
	災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適 合:措置可能 不適合:措置不可能		

技 術 基 準 の 内 容		技 術	基準適合	状 况	
X 11 2 + 0 17 1	技術基	基準適合・不適合		状 況	備考
可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の掘削					
1)離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>					
掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上であること。	適合・不適合	適 合:3 m以上 不適合:3 m未満	最低距離:	m	別添図面参照
- 2)火気使用制限等(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第1条の2	2第1項第2号>				
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 〈第2号イ〉	適合・不適合	適 合:設置しない 不適合:設置する			
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適 合:作業しない 適 合:ただし書き適用 不適合:作業する	ただし書き適用の	場合はその理由:	
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第2号ハ>	適合・不適合	適 合:掲示する 不適合:掲示しない	掲示個数: 掲示場所:		
3)関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)	<第1条の2第1	項第3号>			
さくの設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者のに立入りを制限すること。	適合・不適合	適 合:制限する 不適合:制限しない	制限方法: 掘削口から柵等ま	での距離: m	
4)携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項第4·	号>				
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない			
消火器を備えていること。	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない	数量: 設置場所:		
5)毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号イ>					
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器を用いて測定すること。	適合・不適合	適 合:測定する 不適合:測定しない			
6)記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>	•	•	•		
測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号	適合・不適合	適 合:保存する 不適合:保存しない	保存場所:		
毎作業日の点検結果を記録すること。(掘削口等の周辺の空気中のメタン濃度の測定記録) <第9号ロ>	適合・不適合	適 合:記録する 不適合:記録しない			
- 7)災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>					
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない	備付場所:		
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。〈第10号イ〉	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載			申請書に深
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 〈第10号ロ〉	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載			"
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 〈第10号ハ〉	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載			"
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号二>	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載			"
8)非常時の措置<第1条の2第1項第11号>					
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適 合:措置可能 不適合:措置不可能			

別記様式第1号の6 (要綱第2条関係)

意見

掘削 申請者住所氏名 動力装置

掘 削 増 掘 申請の地点又は源泉名 動力装置

上記(掘削、増掘、動力装置)にかかる意見は次のとおりです。

年 月 日

市町長

# 温泉掘削申請に基づく現地調査書

調査	年月日		年	月	日	曜	日		3	天気				
調	査 者		職氏名										印	
由	挂 耂	住所												
Н	請者	氏名									連絡先	ТЕ	L	
由	清地点											番地		
H i	<b>再地</b> 尽	所有者						ţ	地目			現況		
掘肖	地選定	理由						•						
土坤	也を利	使用	1						ć	3				
する	5 証明	書 類	2		<b>.</b>				۷	4				
付	源,身	1 名	源泉管理	里者名	申請地からの		泉	湛	1.	ゆうと	出量	深 :	長	同意の有無
近 源														
泉の														
状														
況														
市町	丁村長の	意見書		有	i • ‡	<b>#</b>			•		•			
他	法令	農	地法	森	林法	国	有林野	予法	洰	可川海	去 自	然公園	法	その他
と	の関係													
工	事請匀	負者	住所						丑	名	TEL	,		
掘ⅰ	削泥水	処理	·											
掘	削のり	掻 音	掘削地:近距離.				m	丑	名					
立	合	者	申請者				市町	Ţ			関係	者		
現 の	地調結	直 果												

### 申請地点付近の略図

(主要目標物を記入し申請地点までの距離 を記入する。実測又は図上測定の区分



検 査 者 職 氏 名

#### 温泉掘削等許可技術基準適合検査書

技術基準の内容		技術	基準適合状況	
	技術基準通		状 況	備考
1. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場合の掘削 (1)離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>				
掘削口から敷地境界線までの水平距離が8メートル以上であること。	適合・不適合	適 合:8 m以上 不適合:8 m未満	最低距離: m	
(2)火気使用制限等(掘削口から水平距離8メートルの範囲内) <第一	条の2第1項第	i 第2号>		
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 〈第2号イ〉	適合・不適合	適 合:設置していない 不適合:設置している		
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。<第2号ロ>	適合・不適合	適 合:作業していない 適 合:ただし書き適用 不適合:作業している	ただし書き適用の場合はその理由:	
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。<第2号ハ>	適合・不適合	適 合:掲示している 不適合:掲示していない	掲示場所:	
(3)関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離8メートルの範	囲内) <第1条	:の2第1項第3号>		
さくの設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者のに立入りを制限すること。	適合・不適合	適 合:制限している 不適合:制限していない	掘削口から柵等までの距離: m	
(4)携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第11	頁第4号>			
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	不適合:備え付けていない	設置場所:	
消火器を備えていること。	適合・不適合	適 合:備え付けている 不適合:備え付けていな	数量: 備付場所:	
(5)噴出防止装置の設置<第1条の2第1項第5号>		16,		
噴出防止装置が設置されていること。	適合・不適合	適 合:設置している 不適合:設置していない	方式の別: ラム型、 アニュラー型 最高使用圧力:( MPa)	
(6)警報設備の設置<第1条の2第1項第6号>				
検知器は掘削口(泥水循環方式による掘削の場合において、掘削口以外の場所に循環泥水の放出口があるときは、掘削口及び循環泥水の放出口。)の直上に設置されていること。<第6号イ>	適合・不適合	適 合:設置している 不適合:設置していない	検知器の設置場所:	
空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の25パーセント以上となった場合に警報を発すること。<第6号ロ>	適合・不適合	適 合:適切な作動 不適合:不適切な作動	警報を発する濃度: %LEL 警報を発する場所:	
(7)毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号>				
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器 を用いて測定すること。<第7号イ>	適合・不適合	適 合:測定している 不適合:測定していない		
可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無を目視で点検すること。 〈第7号ロ〉	適合・不適合	適 合:点検している 不適合:点検していない		
(8)ゆう出路の洗浄作業時の点検<第1条の2第1項第8号>		•		
ゆう出路の洗浄を行うに当たつては、常時、可燃性天然ガスの噴出の兆 候の有無を目視で点検すること。	適合・不適合	適 合:点検している 不適合:点検していない		
(9)点検記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>		1		
警報を発した記録、測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>	適合・不適合	適 合:保存している 不適合:保存していない	保存場所:	
掘削口等に設置した警報設備による警報の作動の状況を記録すること。 〈第9号イ〉	適合・不適合	適 合:記録している 不適合:記録していない		
毎作業日の点検、ゆう出路洗浄時の点検の結果を記録すること。 <第9号ロ>	適合・不適合	適 合:記録している 不適合:記録していない		
(10)災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>		T	Tu	
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適 合:備え付けている 不適合:備え付けていな い	備付場所:	
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。<第10号イン	適合・不適合	適 合:申請のとおり 不適合:申請と異なる		
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ロ>	適合・不適合	適 合:申請のとおり 不適合:申請と異なる		
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 <第10号ハ>	適合・不適合	適 合:申請のとおり 不適合:申請と異なる		
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号ニ>	適合・不適合	適 合:申請のとおり 不適合:申請と異なる		
(11)非常時の措置<第1条の2第1項第11号>				
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適 合:措置可能 不適合:措置不可能		
国 杏 午 日 日			В В	

印

	技 術 基 準 適 合 状 況								
女 帆 奉 年 の 内 各	技術基準適1	合·不適合検査結果	状	況	備考				
2. 可燃性天然ガスの噴出のおそれがない場合の掘削									
(1)離隔距離の確保<第1条の2第1項第1号>									
掘削口から敷地境界線までの水平距離が3メートル以上であること。		適 合:3m以上 不適合:3m未満	最低距離:	m					
(2)火気使用制限等(掘削口から水平距離3メートルの範囲内)<第	条の2第1項第	2号>							
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 <第2号イ>	適合・不適合	適 合:設置している 不適合:設置していない							
火気を使用する作業(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)を実施しないこと。 <第2号ロ>	適合・不適合	適 合:作業していない 適 合:ただし書き適用 不適合:作業している	ただし書き適用の場	合はその理由:					
掘削の工事の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第2号ハ>			掲示個数: 掲示場所:						
(3)関係者以外の立入制限措置(掘削口から水平距離3メートルの範	囲内) <第1条の	か2第1項第3号>							
さくの設置その他の方法により、掘削の工事の関係者以外の者のに立入 りを制限すること。	適合・不適合		制限方法: 掘削口から柵等までの	D距離: m					
(4)携帯型の可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第1条の2第1項	頁第4号>								
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適 合:備え付けている 不適合:備え付けていな い							
消火器を備えていること。	適合・不適合	適 合:備え付けている 不適合:備え付けていな い	数量: 設置場所:						
(5)毎作業日の点検<第1条の2第1項第7号イ>									
掘削口等の周辺の空気中のメタンの濃度を携帯型の可燃性ガス測定器 を用いて測定すること。		適 合:測定している 不適合:測定していない							
(6)記録及び記録の保存<第1条の2第1項第9号>									
測定結果の記録を掘削工事の完了又は廃止まで保存すること。<第9号>		適 合:保存している 不適合:保存していない	保存場所:						
毎作業日の点検結果を記録すること。(掘削口等の周辺の空気中のメタン濃度の測定記録) <第9号ロ>		適 合:記録してする 不適合:記録していない							
(7)災害防止規程の作成<第1条の2第1項第10号>									
災害防止規程は、工事現場に備えておくこと。<第10号>	適合・不適合	適 合:備え付けている 不適合:備え付けていな い	備付場所:						
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関すること。 <第10号イ>		適 合:申請のとおり 不適合:申請と異なる							
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ロ>		適 合:申請のとおり 不適合:申請と異なる							
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 <第10号ハ>		適 合:申請のとおり 不適合:申請と異なる							
その他災害の防止に関し必要な事項。<第10号二>		適 合:申請のとおり 不適合:申請と異なる							
(8)非常時の措置<第1条の2第1項第11号>									
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を行うこと。	適合・不適合	適 合:措置可能 不適合:措置不可能							
調査年月日		年	月	日					
検 査 者 職 氏 名				印					

# 温泉増掘申請に基づく現地調査書

調査	<b>全</b> 年月日		<del></del> 年	三月		日	曜日	l 3	天気				
調	査 者		邗	践氏名									印
由	請者	住	所										
	PR / P	氏	名							連絡	先	TEL	
申	請源泉	所	在 地									地目	
			う出地 行有者					源泉名				台帳No.	
		掘	削許す	可年月	日		年	月	•	日	第	<u> </u>	号
見	温・増 量 通 し( その意見	(専											
	年	月	泉	温	ゆ	う出量	利月	用率(%)	深	長	П	径	動力の有無
申請	•												
源泉の	•												
状況	•												
	現 ‡	犬											
	泉採取る証明		1 2							3 4			
	源泉。	名	源泉管	理者名		請源泉 うの距離	泉	ł 温	ゆう	出量	深	長	同意の有無
付近													
源泉					]								

の状況														
況	掘削	寺の景	影響											
ŧ	ず町長の	意見	.書	有	Î	· 無	(理	里由)						
他	他 法 令 農 地 との関係			去 森林法			国有	<b>有林野</b> 海	去	力	1月:	法	自然公園法	その他
ک	の関係													
工具	事請負	者	住所	ř						H	6名	ТІ	EL	
掘肖	泥水処	理												
掘削	削の騒	音	近距離	性民家等	<b>等</b>			m	Ц	6名				
<u>√</u>	合	者	申請	者			市	町				関	係者	
現 の	地調結	 査 果												

#### 申請地点付近の略図

(主要目標物を記入し申請地点までの距離 を記入する。実測又は図上測定の区分



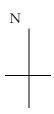
## 動力装置申請に基づく現地調査書

調査	年月日		年	三月	日	曜日		天気						
調	査 者		聙	抵名								印		
ф	請者	住	所											
申	司 但	氏	名							連絡	洗	TEL		
		所右	E地									地目		
申請	青源 泉	ゆう 所 <b>有</b>						源泉名				台帳No.		
		掘肖	1 許	可年月	日	年	Ξ.	月	日	角	号 号			
	年	月	泉	温	ゆき	出量	利用	用率(%)	深	長	П	径	水	位
申請	•													
源泉	•													
の状況	•													
況	現	状												
温	 泉 採 I	か を	1							3				
	る証明		2							4				
	源泉	見名	源泉	見管理者名		清源泉 っの距離	泉	温	ゆうと	出量	深	長	同意の	)有無
付														
近源。														
泉の此														
状況														

	掘削	時の	影響									
Ħ.	<b>丁</b> 野長(	の意見	上書		有 ·	無(理由)						
動力	]装置	馬	力		種類	ポンプ種類	揚湯管口径	圣	揚湯管	深長	揚湯能力	推定揚湯量
の	内容											ℓ∕m
Ish V	+ 🛆 1	, (T)   E	1 K	虐	<b></b> 地 法	森林法	国有林野沿	去	河川	法	自然公園法	その他
112 7	去令と	(7)  关	1 1 1 六									
エ	事請?	負者	住房	斤					氏名		TEL	
7	古 合	者	申請	皆			市町				関係者	
現 の	」地調											

#### 申請地点付近の略図

(主要目標物を記入し申請地点までの距離 を記入する。実測又は図上測定の区分



# 有 効 期 間 更 新 申 請 調 査 書

調査年月日	年	月	日	曜日	天気				
調査者	職	氏名						印	
-L	住所								
申 請 者	氏名					連絡先		TEL	
古 津 地 左									
申請地点	所有者	•			地目		現況		
掘削等許現在に至る									
現	況								
今後の見近	重し								
立 会	者								
現地調の結									

## 掘削施設等変更許可申請現地調査書

調査年月日		年	月日	B	曜日	天氛	Ā
調査者	職氏	名					印
<del>у,</del> <u>н</u> . г	職氏	名					印
申請者	住所						
中明石	氏名					連絡先	TEL
掘削等許可及び年月日		栃木県	指令	第 年	月	<del>号</del> 日	
由	и ь	所在地					
申請均	也点	所有者					
災害防止	上重						
要な変更	事項						
規則第19項第3号のに基づく技準との適合書	り規定 支術基					2 号の 2)	
立会者	氏 名						
現地。							

別記様式第5号(要綱第13条関係)

									源	亰		泉			台			帳				;	栃	木	県
1	所 在	ᅫ																		地	目				
,	<b>が 1</b> 生	ᄪ			ゆう出状	況									地質					標	高			m	
2	土地所	有者	. 1 j	住 所										_		氏名					電話				
3	源泉管	理者	. 1 j	住 所												氏名					電話				
4	利用施	設名																							
	区分				申請	者	<u>.</u>	許可年		許可	五	深 長 (m)		」径 (cm)	揚湯管	ンプ T		エ	事 終		出量	诗 深長	<u>の</u>	状口	況 径 cm
	<b>卢</b> 刀				H 태	13		計刊井	· /3 I	百丁 円 1	钳力	(動力HP		重 類)	物物官 口径(cm)	(種	類)	年月日	泉温℃		/ш里 /m	(動力			1至 GIII コ径及び種類
	掘 増	削掘	住所	Í																					
	動力装	置	氏名	1				•	•																
	掘 増	削掘・	住所	Î																					
5	動力装	置	氏名	, 1				•																	
	掘 増 動力装	削掘	住所	Í																					
	動力装	置	氏名	1																					
	掘 増	削掘	住所	Î																					
	增 動力装	置	氏名	,																					
	分析名	∓月	B [	2	分析機	関	名		泉		質	名		性	湧出地					1					
6																+									
														状											
	市町	木	名		温	泉	地 名		源	泉	番	号		源	泉名	(j	1	称)	登	載台	<b>手</b> 月	日	Ī	記載	者

源泉番号		源泉名	

7		泉	温	. (	<b>ゆ</b> う	出量等	調査	結	果									
調査年月日	泉温 ℃	気温。℃	ゆう出量 l/m	Д	電気伝導率 mS/m	自然ゆう出(水位) 動力揚湯の別	調査			備	考	源	泉	の	経	過	状	況
												_						
												<u> </u>						
									<u> </u>									
												_						
												-						
									<u> </u>									
									<del> </del>									
														1				
													略図〕		<u> </u>	ı	1	
									_			禁適決定日1		禁適決定日			適決定日3	
												禁適決定日4		禁適決定日	5	禁	適決定日6	

### 土 地 掘 削 届

年 月 日

栃木県知事様

住所氏名

(法人の場合は名称、 所在地及び代表者 の 氏 名 -

次のとおり土地を掘削したいので、関係書類を添えて届け出ます。

土地掘削の目的									
土地掘削予定地	地番							地目	
工事内容	口径 び深			0~		mま	で口名	圣	mm
	方法	去							
工事施工期間			年	月	日から	年	月	日まで	
丁声挂A耂	住所								
工事請負者	氏名						ΤЕ	L	
工事終了後の処置									
掘削地付近の状況	別添	の	とおり						
(備考)									

別記様式第7号(要綱第 15条関係)

### 温泉分析届

年 月 日

栃木県 保健所長 様

住所氏名

(法人の場合は名称、 所在地及び代表者 の 氏 名

次のとおり温泉の成分分析を実施したので、当該分析書を添えて届け出ます。

源泉名			
源泉所在地			
分析年月日			
分析結果	□泉質に変化なし □泉質に変化あり (新泉質:	旧泉質:	)
利用施設名称 及び所在地	名 称: 所在地:		
備  考			

#### 温泉採取許可技術基準適合書

申請者氏名	
源泉名	
採取場所	

技術基準適合状況											
技術基準の内容	技術基準達		状 況	備考							
1. 温泉井戸又はガス分離設備が屋外に設置されている	場合(第6条	の3第1項関係)									
(1)ガス分離設備の設置<第6条の3第1項第1号>	<u> </u>	<u> </u>	ı								
ガス分離設備が設けられていること。<第1号>	適合・不適合	適 合:設置している 不適合:設置していない	ガス分離設備の種類と数 ・ガスセパレータ ( ) ・貯湯槽 ( ) ・その他 ( )								
			測定方法: 告示第1条 第1号、第2号								
ガス分離設備通過後の温泉水から分離した気体中のメタン濃度は環境大臣が定める基準値未満であること。〈第1号〉	適合・不適合	適 合:基準値未満 不適合:基準値以上	測定結果: %LEL								
し (2)可燃性天然ガス発生設備の屋外設置<第6条の3第1項第2号>	L <附則第4条第	<u>                                     </u>									
温泉井戸が屋外にあること。(ただし、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。)〈第2号イ〉 (※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置さ	適合・不適合	適 合:屋外に設置 適 合:ただし書き適用 適 合:適用除外 不適合:屋内に設置	ただし書き適用の場合はその理由:								
れている温泉井戸は適用除外。)											
ガス分離設備が屋外にあること。〈第2号ロ〉 (※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されているガス分離設備は適用除外。)	適合・不適合	適 合:屋外に設置 適 合:適用除外 不適合:屋内に設置									
温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口が屋外にあること。<第2号ハ>	適合・不適合	適 合:屋外に設置 不適合:屋内に設置									
(3) 可燃性天然ガスの排出口の位置等<第6条の3第1項第3号>	l .										
可燃性天然ガスの排出口からのメタン濃度が爆発下限界の値の25 パーセント未満であること。 (25%LEL以上である場合は以下の措置を行う)	適合・不適合	適 合: メタン濃度25%LEL未満 不適合: メタン濃度25%LEL以上									
可燃性天然ガスの排出口(メタン濃度が25%LEL以上のもの)が、温泉井戸又はガス分離設備の床面又は地面からの高さが3m以下の場所にないこと。 〈第3号イ〉	適合・不適合	適 合:3m以下にない 不適合:3m以下にある	排出口の高さ 温泉井戸:高さ m ガス分離設備(セパレーター) :高さ m ガス分離設備(貯湯槽) :高さ m								
可燃性天然ガスの排出口(メタン濃度が25%LEL以上のもの)から水平距離3m、垂直距離が上方8m又は下方0.5m以内である空間内に、火気設備、外面が着しく高温となる設備、防爆性能を有していない電気設備、屋内への空気の取入口(窓や吸気口等)、又は関係者以外の者が容易に立ち入ることができる場所(ベランダや一般の人が立ち入れる屋上)がないこと。	適合・不適合	適 合:火気使用設備等ない ない 不適合:火気使用設備等 あり									
(4)配管の閉塞防止措置<第6条の3第1項第4号>	•										
			閉塞するおそれがない理由:								
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合は凍結を防止する措置の実施。 <第4号イ>	適合・不適合	適 合:閉塞のおそれなし 適 合:措置する 不適合:措置しない	措置する場合(閉塞のおそれがある場合) の措置方法:								
			滞留するおそれがない理由:								
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合は、水抜き設備の設置及び定期的に水を抜く措置の実施。 <第4号ロ>	適合・不適合	適 合:滞留のおそれなし 適 合:措置する 不適合:措置しない	措置する場合(滞留のおそれがある場合) の措置方法:								
し (5)配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<第6条の3第1項第	i 第5号>	I									
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱(ジャンクションボックス)を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。	適合・不適合	適 合:設置する 不適合:設置しない	措置の方法:接続箱 その他()								

)火気使用制限等<第6条の3第1項第6号>			①可燃性天然ガスの多さ
			(ガス水比) ガス〇:水〇
可燃性天然ガス発生設備から水平距離(可燃性天然ガスを遮断する 壁を設けた場合は迂回水平距離)1m(※温泉の採取の場所及びそ			②設置しない距離: m
の周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合に あっては2m)垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する	適合・不適合	適 合:設置しない 不適合:設置する	③迂回水平距離の場合
投備、外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。		不過日:改巨する	迂回水平距離: m 遮断壁の構造:
<第6号イ>			過度の構造: 高さ m×幅 m
 可燃性天然ガス発生設備から水平距離(可燃性天然ガスを遮断する			ただし書き適用の場合はその理由:
壁を設けた場合は迂回水平距離)1m(※温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合に		適 合:作業しない	
あっては2m)垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する	適合・不適合	適 合:ただし書き適用	
作業を実施しないこと。(ただし、当該範囲内において行うことが やむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)		不適合:作業する	
<第6号ロ>			
明庆老杉只见土以相式1		₩ A 18 = ± 7	掲示の場所:
関係者が見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第6号ハ>	適合・不適合	適 合:掲示する 不適合:提示しない	
	. A Mr 0 = T >		
)関係者以外の立入制限措置<第6条の3第1項第7号><附則第 	4余第3項>	1	①設備から柵までの距離: m
##の設置その他の方法により、可燃性天然ガス発生設備から水平距			-
雛(可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離) 1			②措置の内容: フェンス(高さ: m)
m(※温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉 の湧出量以上となる場合にあっては2m)の範囲内の地面又は床面	適合・不適合	適 合:制限する 適 合:適用除外	③迂回水平距離の場合
(可燃性天然ガス発生設備からの垂直距離が5m以上の場合を除 く)における、関係者以外の者の立入を制限すること。	迥口 " 小迥口	不適合:制限しない	迂回水平距離: m
(※上部が開口した既存の地下に埋設された施設については附則第			遮断壁の構造: 高さ m×幅 m
4条第3項により適用除外。)			
		I.	
毎月1回以上、ガス分離設備内部の水位及び可燃性天然ガス発生設		× A +++7	
毎月「回以工、ガス分離設備内部の外位及び可燃性大然ガス発生設 構の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	適 合:点検する 不適合:点検しない	
			<del> </del>
/ 記録及び記録の保行へ第0条の5第1項第357/		1	T T
点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合・不適合	適 合:記録する 不適合:記録しない	
		1、1回日・山外 ()ない	
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	<b>***</b>	適 合:保存する	
ての記録を2年间休任すること。 <第3号後段>	適合・不適合	不適合:保存しない	
0)災害防止規程の作成<第6条の3第1項第10号>			
以下を定めた災害防止規程の作成し、温泉の採取の場所に備え付け		淬	備付場所:
ること。<第10号>	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない	
W to a think to the adversarial to the action of the actio			
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の 選任その他の災害の防止のために措置を適正に実施するための体制	適合・不適合	適 合:記載済み	
に関すること。 <第10号イ>	迥口 " 小迥口	不適合:未記載	
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ロ>	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載	
〜 第 Ⅳ つ □ ノ		17.週日:不配製	
	'A	適 合:記載済み	
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。	適合・不適合	不適合:未記載	
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 〈第10号ハ>			+
<第10号ハ>			
	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載	
<第10号ハ> その他災害の防止に関し必要な事項。 <第10号ニ>	適合・不適合		
<第10号ハ> その他災害の防止に関し必要な事項。	適合・不適合		

技術基準の内容			技術基準適合状況					
技術基準の内谷	技術基準	適合·不適合検査結果	状 況	備考				
2.温泉井戸又はガス分離設備が屋内に設置されている	場合(第6条	の3第3項関係)(附貝	第4条第1項による読み替え)					
(1)第1項の準用<第6条の3第3項第1号>		1						
第1項各号に揚げる基準	_							
(2) ガスの漏出防止 < 第6条の3第3項第2号 >	<u>.</u>	!	1					
屋内に設置されている温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並び にその間の配管からの可燃性天然ガスの漏出しない構造であるこ と。	適合・不適合	適 合:漏出しない 不適合:漏出している						
(3)温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における換気設	<u>└</u> 備の設置<第6	 条の3第3項第3号>	1					
		適 合:自然換気で換気が	自然換気の場合その状況:					
自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、適用しない。 <第3号>	適合・不適合	確保されている 不適合:自然換気では換気 が確保されない						
			部屋の容積: m <sup>3</sup>					
部屋の内部の空気を1時間につき10回以上屋外の空気と交換する能力を有していること	適合・不適合	適 合:能力あり	換気能力: m <sup>3</sup> /時間					
。<第3号イ>	<b>地口,小地口</b>	不適合:能力なし	換気回数: 回/時間					
			2002					
吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況 により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。 <第3号ハ>	適合・不適合	適 合:阻害されない 不適合:阻害されている						
し (4)ガス換気設備の運転<第6条の3第3項第4号>								
ガス換気設備は、常時運転していること。(ただし、長期間にわた		* D ** N= V= + 7	ただし書き適用の場合はその理由:					
り温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。)	適合・不適合	適 用:常時運転する 適 用:ただし書き適用 不適合:常時運転しない						
(5) 警報設備の設置 < 第6条の3第3項第5号 >			1					
次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。			ただし書き適用の場合はその理由:					
(ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限りでない。) 〈第5号〉 ※ただし書き適用の場合、以下は記載不要	適合・不適合	適 合:設置する 適 合:ただし書き適用 不適合:設置しない						
可燃料 ギスの冷如哭は、没自共豆、ギス八数乳供取びギスは出口が			検知器の数: 個					
可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性 天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。 〈第5号イ〉	適合・不適合	適 合:適切な位置 不適合:不適切な位置	検知器の設置位置:					
警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の10パーセ			警報音の発動濃度: %LEL					
ント以上となった場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。	適合・不適合	適 合:適切な作動 不適合:不適切な作動	警報を発する場所:					
≤。		11週日:11週別な11到						
空気中のメタンの濃度が表示されること。 <第5号ハ>	適合・不適合	有:表示あり 無:表示なし	メタン濃度が表示される場所:					
(6)採取の停止<第6条の3第3項第6号>		1	①停止できる場合					
			汲み上げ方法:揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類:自動、手動					
温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の場所のような表表では、大きな人では、大きな人間であり、		適 合:停止できる構造	②ただし書き適用の場合はその理由:					
の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。 (ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場	適合・不適合	適 合:ただし書き適用 不適合:停止しない構造	②たたし音と 適用の場合はその生由.					
合は、この限りでない。)								
(7) 月白共富なはどった鮮乳供が乳架された 見むにむはてルケは	田川阳生之年6	タの2年2万年7日へ <『仏日						
(7)温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における火気使 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しない	州刺阪寺<男0:	未いいおい垻男/方 <i>&gt;</i> <附貝   	リ <b>お</b> 0 米					
こと。〈第7号イ〉	適合・不適合	適 合:設置しない 適 合:適用除外						
(※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第1項の措置が必要) → (13) へ		一 日 : 週						
<b>女</b> / → (13) <b>八</b>			ただし書き適用の場合はその理由:					
火気を使用する作業を実施しないこと。(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)<第7号ロ>	適合・不適合	適 合:作業しない 適 合:ただし書き適用 不適合:作業する						
防爆性能を有しない電気設備(温泉井戸の内部に設置されているものを除く) 大設選しないエレーと第7号ハン		'ж <u>А</u> . =п. == 1 . +- · · ·						
のを除く。)を設置しないこと。<第7号ハ>	適合・不適合	適 合:設置しない 適 合:適用除外						
(※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第2項の措置が必要)→(14)へ		不適合:設置する						
部屋の内部及び部屋の入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。〈第7号二〉	適合・不適合	適 合:掲示する 不適合:掲示しない	掲示の場所:					

(8)関係者以外の立入禁止制限<第6条の3第3項第8号>			
温泉井戸又はガス分離設備が設置された部屋に、立入りを禁ずる旨 の表示その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限をする こと。	適合・不適合	適 合:制限する 不適合:制限しない	制限する措置の方法:
(9)温泉井戸にガス排出口の設置<第6条の3第3項第9号>			
	Γ		蓄積しないと判断した場合はその理由:
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適 合:蓄積しない構造 適 合:設置する 不適合:設置しない	田田のでででいるためにはての土田・
10)携帯型可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第6条の3第3項	第10号>		
携帯型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない	備付場所:
消火器を備えていること。	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない	数量: 備付場所:
11) 毎作業日の点検<第6条の3第3項第11号>	1		
次に揚げる事項について、1日1回以上、点検を実施すること。 <第11号>	適合・不適合	適 合:点検する 不適合:点検しない	
温泉井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度を携帯型の 可燃性ガスの測定器を用いて測定すること。〈第11号イ〉	適合・不適合	適 合:測定する 不適合:測定しない	
温泉井戸又はガス分離設備及びガス換気設備の異常の有無を目視により点検すること。〈第11号ロ〉	適合・不適合	適 合:点検する 不適合:点検しない	
(12)記録及び記録の保存<第6条の3第3項第12号>		•	
点検結果等の記録を2年間保存すること<第12号>	適合・不適合	適 合:保存する 不適合:保存しない	
警報設備による警報の作動状況の記録<第12号>	適合・不適合	適 合:記録する 不適合:記録しない	
毎日の点検作業の記録<第12号>	適合・不適合	適 合:記録する 不適合:記録しない	
L (13) 火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備(火気	使用設備等)を	・ と設置している場合(既存	
			自動停止される火気使用設備名:
当該火気使用設備等は、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有すること。<第1号>	適合・不適合	適 合:停止できる構造 不適合:停止しない構造	
可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されているこ	適合・不適合	適 合:設置する	設置場所:
と。<第2号>	四日・打腿日	不適合:設置しない	
(14)防爆性能を有しない電気設備が設置されている場合の措置次のいずれかの措置を講じていること	(既存施設のみ	に適用)<附則第5条第	2項>
警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を 検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための 動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。〈第1号 〉			<ul><li>① ア)の場合</li><li>汲み上げ方法:揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類:自動、手動</li></ul>
	適合・不適合	適 合:7)を適用 (1)を適用	(a) () (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c
ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、警報設備の検知器が 爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに、温 イ) 泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備(防爆性能を有 する電気設備を除く。) への電気の供給を自動的に停止する 構造を有すること。<第2号>		不適合:7),1)適用せず	② イ)の場合 自動停止される電気設備名:

<b>壮朱甘淮</b> 西中宗			技術基準適合状況				
技術基準の内容	技術基準	適合·不適合検査結果	状 況	備考			
3. 温泉井戸が地下ピットに設置されている場合<附則	第4条第23	項関係>					
(1)温泉の採取停止<附則第4条第2項第1号>							
温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自 頃を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造等 の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。〈第1号〉	適合・不適合	適 合:停止できる 適 合:ただし書き適用 不適合:停止できない	ただし書き適用の場合はその理由:				
(2)火気使用制限等<附則第4条第2項第2号>			l l				
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。〈第2号イ〉	適合・不適合	適 合:設置しない 不適合:設置する					
火気を使用する作業を実施しないこと(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)<第2号ロ>	適合・不適合	適 合:作業しない 適 合:ただし書き適用 不適合:作業する	ただし書き適用の場合はその理由:				
防爆性能を有しない電気設備(温泉井戸の内部に設置されているものを除く。)を設置しないこと。<第2号ハ>	適合・不適合	適 合:設置しない 不適合:設置する					
地下ピットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用を禁止する旨を掲示すること。〈第2号二〉	適合・不適合	適 合:掲示する 不適合:提示しない	掲示の場所:				
(3)地下ピットへの排出口の設置<附則第4条第2項第3号>							
地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。 (ただし、メタン濃度が25%LEL以上となる排出口にあっては、第6 条の3第1項第3号(排出口の位置の基準)の場所に設置しないこと。)	適合・不適合	適 合:設置する 不適合:設置しない	排出口におけるメタンの濃度: %LEL 排気口の高さ: m				
(4)配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第4号>		_	T				
			閉塞するおそれがない理由:				
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。 <第6条の3第1項第4号イ>	適合・不適合	適 合:閉塞のおそれなし 適 合:措置する 不適合:措置しない	措置する場合(閉塞のおそれがある場合) の措置方法:				
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。〈第6条の3第1項第4号ロ〉	適合・不適合	適 合:滞留のおそれなし 適 合:措置する 不適合:措置しない	滞留するおそれがない理由: 措置する場合(滞留のおそれがある場合) の措置方法:				
(5)他の屋内への空気の侵入防止措置<附則第4条第2項第5号>	<u> </u> >						
地下ピットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないよう		適合:配管なし					
地下にサイの内部の全気が配置を通じて他の産内に侵入しないようにしていること。	適合・不適合	適 合:措置する 不適合:措置しない					
(6)温泉井戸への排出口の設置及び排出口の位置<附則第4条第	2 項第6号>	T-					
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適 合:設置する 不適合:設置しない					
排出される気体中のメタンの濃度が25%LEL以上となる排出口に あっては、第6条の3第1項第3号イ、ロ(排出口の位置の基準)の場所 に設置しないこと。〈第6号ただし書き〉	適合・不適合	適 合:設置しない 不適合:設置する	排出状態における排出口のメタン濃度:				
(7)配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第7号>							
温泉井戸にガス排出口が設けられている場合は以下の措置を講ずる							
こと。〈第7号〉 ※温泉井戸にガス排出口が設けられていない場合は以下の記載は 不要							
			閉塞するおそれがない理由:				
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。 〈第6条の3第1項第4号イ〉	適合・不適合	適 合:設備なし 適 合:閉塞のおそれなし 適 合:措置する 不適合:措置しない	措置する場合(閉塞のおそれがある場合) の措置方法:				
			滞留するおそれがない理由:				
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。<第6条の3第1項第4号ロ>	適合・不適合	適 合:設備なし 適 合:滞留のおそれなし 適 合:措置する 不適合:措置しない	措置する場合(滞留のおそれがある場合) の措置方法:				
(8)月次点検<附則第4条第2項第8号>			1				
毎月1回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガス排出口の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	適 合:点検する 不適合:点検しない					
(9)記録の保存<附則第4条第2項第9号>			·				
点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合・不適合	適 合:記録する 不適合:記録しない					
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合・不適合	適 合:保存する 不適合:保存しない					
(10) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<附則第4条第2	2 項第10号>						
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱(ジャンクションボックス)を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。<第6条の3第1項第5号>	適合・不適合	適 合:設置する 不適合:設置しない	措置の方法:接続箱 その他( )				

別記様式第8号の2 (要綱第16条関係)

誓約 書(個人用)

年 月 日

様

住所 氏名

私は、温泉法第 14 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 3 号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第8号の3(要綱第16条関係)

## 誓約 書(法人用)

年 月 日

様

住所 氏名

法人の場合はその所在地、 名称及び代表者の氏名

当法人及び役員は、温泉法第14条の2第2項第2号から第4号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第8号の4 (要綱第17条関係)

## 誓約 書(法人用)

年 月 日

様

住所

氏名

法人の場合はその所在地、 名称及び代表者の氏名

当法人が合併・分割し、地位を承継する法人及び役員は、温泉法第 14 条の 2 第 2 項第 2 号から第 4 号に該当しない者であることを誓約します。

# 温泉採取許可申請現地調査書

調査年	月日		年	J	FI F	1	曜日		天気
調査	者		氏名 氏名						印 印
源泉	名								
申請	者	住	所						
тт на	Т	氏	名					連絡先	TEL
申請地	1占	所在	生地						
, I, tH v	2 7///	所不	有者						
適用 と防止			害	1		戸又はガン [各号関係		設が屋外に	に設置されている場合(規則第6条の3
※該当 ○を			に	2	2 温泉井戸又はガス分離施設が屋内に設置されている場合(規則第6条の3 第3項各号関係)				
○を付すこと			3 温泉井戸が密閉型地下ピットに設置されている場合(規則附則(平成20年 5月28日)第4条第2項関係)						
				4				ットに設置 3 項関係	置されている場合(規則附則(平成20年 系)
				5					るものを除く)が屋外にあり、かつ、 ミない場合(規則第6条の3第2項関係)
規則第6条の3の規定に基づく技術基準との適合検査書				紙のと  ※ 不道 		があれば	ば下記にた	付記すること。	
立 会	者	氏	名						
メタン	/測	定結	果	① ② ③	測定場	—— 揚所	—— 測定	<b>至</b> 方法	測定値(最高値) 測定機器
現 の	地 結	調	查 果						

#### 温泉採取許可技術基準適合検査書

+ 4 + 4 0 + 5	技 術 基 準 適 合 状 況							
技 術 基 準 の 内 容	技術基準		状 況	備考				
1. 温泉井戸又はガス分離設備が屋外に設置されている: (1)ガス分離設備の設置<第6条の3第1項第1号>								
(1)ガスガ離設備の設置へ第0米の3第1項第15/	1		ı ı					
ガス分離設備が設けられていること。〈第1号〉	適合・不適合	適 合:設置している 不適合:設置していない	ガス分離設備の種類と数 ・ガスセパレータ ( ・貯湯槽 ( ・その他 (					
ガス分離設備通過後の温泉水から分離した気体中のメタン濃度は環境大臣が定める基準値未満であること。〈第1号〉	適合・不適合	適 合:基準値未満 不適合:基準値以上	測定方法: 告示第 1 条 第 1 号、第 2 号 測定結果: %LEL					
				l				
(2) 可燃性天然ガス発生設備の屋外設置<第6条の3第1項第2号>	<附則第4条第	1項>						
温泉井戸が屋外にあること。(ただし、多雪又は寒冷の気象条件により屋外に設置することが適当でない場合において、地上にあり、かつ、人が通常出入りしない場所に設置するときは、この限りでない。)〈第2号イ〉 (※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置さ	適合・不適合	適 合:屋外に設置 適 合:ただし書き適用 適 合:適用除外 不適合:屋内に設置	ただし書き適用の場合はその理由:					
れている温泉井戸は適用除外。)								
ガス分離設備が屋外にあること。〈第2号ロ〉		適 合:屋外に設置						
(※附則第4条第1項に基づき、改正法施行の際現に屋内に設置されているガス分離設備は適用除外。)	適合・不適合	適 合:適用除外 不適合:屋内に設置						
温泉井戸又はガス分離設備からの可燃性天然ガスの排出口が屋外にあること。〈第2号ハ〉	適合・不適合	適 合:屋外に設置 不適合:屋内に設置						
(3) 可燃性天然ガスの排出口の位置等<第6条の3第1項第3号>	ı	l						
可燃性天然ガスの排出口からのメタン濃度が爆発下限界の値の25パーセント未満であること。 (25%LEL以上である場合は以下の措置を行う)	適合・不適合	適 合:メタン濃度25%LEL未満不適合:メタン濃度25%LEL以上						
可燃性天然ガスの排出口(メタン濃度が25%LEL以上のもの)が、			排出口の高さ 温泉井戸:高さ m					
温泉井戸又はガス分離設備の床面又は地面からの高さが3m以下の場所にないこと。 〈第3号イ〉	適合・不適合	適 合:3m以下にない 不適合:3m以下にある	ガス分離設備(セパレーター) : 高さ m ガス分離設備(貯湯槽)					
			: 高さ m					
可燃性天然ガスの排出口(メタン濃度が25%LEL以上のもの)から水平距離3m、垂直距離が上方8m又は下方0.5m以内である空間内に、火気設備、外面が著しく高温となる設備、防爆性能を有していない電気設備、屋内への空気の取入口(窓や吸気口等)、又は関係者以外の者が零易に立ち入ることができる場所(ベランダや一般の人が立ち入れる屋上)がないこと。	適合・不適合	適 合:火気使用設備等 ない 不適合:火気使用設備等 あり						
L (4)配管の閉塞防止措置<第6条の3第1項第4号>			<u> </u>					
A WELL WITH MANUAL SALANIAN AND LEAST AND			閉塞するおそれがない理由:					
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合は凍結を防止する措置の実施。 <第4号イ>	適合・不適合	適 合: 閉塞のおそれなし 適 合: 措置する 不適合: 措置しない	措置する場合(閉塞のおそれがある場合) の措置方法:					
			滞留するおそれがない理由:					
温泉井戸及びガス分離設備からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合は、水抜き設備の設置及び定期的に水を抜く措置の実施。 〈第4号ロ〉	適合・不適合	適 合:滞留のおそれなし 適 合:措置する 不適合:措置しない	措置する場合(滞留のおそれがある場合) の措置方法:					
(5) 配給ケーブルかこの可燃性工鉄ポスの海豚ノ第6冬の2第17百第5只>								
(5) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断く第6条の3第1項第5号>   措置の方法:接続箱								
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッチ類が集中する設備との間の配線に接続箱(ジャンクションボックス)を設置し、可燃性天然ガスが侵入しないようしていること。	適合・不適合	適 合:設置する 不適合:設置しない	相直の方法: 技術相 その他( )					
1		·	<u>i                                     </u>					

6) 火気使用制限等<第6条の3第1項第6号>			
可燃性天然ガス発生設備から水平距離(可燃性天然ガスを遮断する 壁を設けた場合は迂回水平距離)1m(※温泉の採取の場所及びそ			<ul><li>①可燃性天然ガスの多さ (ガス水比) ガス〇:水〇</li><li>②設置しない距離: m</li></ul>
の周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合にあっては2 m)垂直距離が5 mの範囲内における、火気を使用する設備、外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 <第6号イ>	適合・不適合	適 合:設置しない 不適合:設置する	③迂回水平距離の場合 迂回水平距離: m 遮断壁の構造: 高さ m×幅 m
可燃性天然ガス発生設備から水平距離(可燃性天然ガスを遮断する 壁を設けた場合は迂回水平距離) 1m (※温泉の採取の場所及びそ の周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合に あっては2m) 垂直距離が5mの範囲内における、火気を使用する 作業を実施しないこと。(ただし、当該範囲内において行うことが やむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。) 〈第6号ロ〉	適合・不適合	適 合:作業しない 適 合:ただし書き適用 不適合:作業する	ただし書き適用の場合はその理由:
関係者が見やすい場所に火気の使用を禁止する旨を掲示すること。 <第6号ハ>	適合・不適合	適 合:掲示する 不適合:提示しない	掲示の場所:
7)関係者以外の立入制限措置<第6条の3第1項第7号><附則第	4条第3項>	L	
			①設備から柵までの距離: m
柵の設置その他の方法により、可燃性天然ガス発生設備から水平距離(可燃性天然ガスを遮断する壁を設けた場合は迂回水平距離) m(※温泉の採取の場所及びその周辺においてメタンの発生量が温泉の湧出量以上となる場合にあっては2m)の範囲内の地面又は床面		適 合:制限する	②措置の内容: フェンス(高さ: m) ③迂回水平距離の場合
の原出単純工たなる場合にあってはエローの企画は内が企画人は原面(可燃性大衆ガス発生設備からの垂直距離が5m以上の場合を除く)における、関係者以外の者の立入を制限すること。 (※上部が開口した既存の地下に埋設された施設については附則第4条第3項により適用除外。)	適合・不適合	適 合:適用除外 不適合:制限しない	③近回水中距離・ m 连町壁の構造・ 適断壁の構造・ 高さ m×幅 m
8) 月次点検<第6条の3第1項第8号>			
毎月1回以上、ガス分離設備内部の水位及び可燃性天然ガス発生設 備の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	適 合:点検する 不適合:点検しない	
9)記録及び記録の保存<第6条の3第1項第9号>			
点検作業の結果を記録すること。〈第9号前段〉	適合・不適合	適 合:記録する 不適合:記録しない	
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合・不適合	適 合:保存する 不適合:保存しない	
10)災害防止規程の作成<第6条の3第1項第10号>			
以下を定めた災害防止規程の作成し、温泉の採取の場所に備え付けること。〈第10号〉	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない	備付場所:
災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のために措置を適正に実施するための体制に関すること。 <第10号イ>	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載	
災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関すること。 <第10号ロ>	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載	
災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること。 <第10号ハ>	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載	
その他災害の防止に関し必要な事項。 <第10号ニ>	適合・不適合	適 合:記載済み 不適合:未記載	
12)非常時の措置<第6条の3第1項第11号>			
災害その他の非常の場合には、災害防止規程に従って必要な措置を 行うこと。	適合・不適合	適 合:措置可能 不適合:措置不可能	

11-75-41-96-2-1-42			技術基準適合状況		
技術基準の内容	技術基準	適合·不適合検査結果	状 況 備 考		
2. 温泉井戸又はガス分離設備が屋内に設置されている		の3第3項関係) (附則:	第4条第1項による読み替え)		
(1)第1項の準用<第6条の3第3項第1号>					
第1項各号に揚げる基準	_				
(2) ガスの漏出防止<第6条の3第3項第2号>					
屋内に設置されている温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにその間の配管からの可燃性天然ガスの漏出しない構造であること。	適合・不適合	適 合:漏出しない 不適合:漏出している			
(3) 温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における換気設	備の設置<第6	条の3第3項第3号>			
自然換気によりこれと同等以上の換気が確保される場合は、適用し		適 合:自然換気で換気が	自然換気の場合その状況:		
ない。 <第3号>	適合・不適合	確保されている 不適合:自然換気では換気 が確保されない			
部屋の内部の空気を1時間につき10回以上屋外の空気と交換する能力を有していること。<第3号イ>	適合・不適合	適 合:能力あり 不適合:能力なし	部屋の容積: m <sup>3</sup> 換気能力: m <sup>3</sup> /時間 換気回数: 回/時間		
吸気口及び排気口の位置、部屋の内部の構造物の配置その他の状況 により、可燃性天然ガスの排気が阻害されないこと。 <第3号ハ>	適合・不適合	適 合:阻害されない 不適合:阻害されている			
(4)ガス換気設備の運転<第6条の3第3項第4号>					
ガス換気設備は、常時運転していること。(ただし、長期間にわた り温泉の採取を行わず、かつ、当該ガス換気設備のある建造物にお ける電気の使用を停止している期間は、この限りでない。)	適合・不適合	適 用:常時運転する 適 用:ただし書き適用 不適合:常時運転しない	ただし書き適用の場合はその理由:		
(5) 警報設備の設置<第6条の3第3項第5号>		•			
次の要件を備えた可燃性ガスの警報設備が設けられていること。 (ただし、長期間にわたり温泉の採取を行わず、かつ、当該警報設 備のある建造物における電気の使用を停止している期間は、この限 りでない。)(第5号> ※ただし書き適用の場合、以下は記載不要	適合・不適合	適 合:設置する 適 合:ただし書き適用 不適合:設置しない	ただし書き適用の場合はその理由:		
			検知器の数: 個		
可燃性ガスの検知器は、温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管であつて屋内にあるものから漏出した可燃性 天然ガスを検知できる適切な位置に設置されていること。 〈第5号イ〉	適合・不適合	適 合:適切な位置 不適合:不適切な位置	検知器の設置位置:		
警報装置は、空気中のメタンの濃度が爆発下限界の値の10パーセント以上となつた場合に関係者が常駐する場所で警報を発すること。 〈第5号ロ〉	適合・不適合	適 合:適切な作動 不適合:不適切な作動	警報音の発動濃度: %LEL 警報を発する場所:		
空気中のメタンの濃度が表示されること。 <第5号ハ>	適合・不適合	有:表示あり 無:表示なし	メタン濃度が表示される場所:		
(6)採取の停止<第6条の3第3項第6号>					
温泉井戸は、前号に規定する警報設備の検知器が爆発下限界の値の 25パーセント以上を検知した場合において、迅速かつ確実に温泉 の採取のための動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。 (ただし、温泉のゆう出路の構造上等の理由によりやむを得ない場 合は、この限りでない。)	適合・不適合	適 合:停止できる構造 適 合:ただし書き適用 不適合:停止しない構造	①停止できる場合 汲み上げ方法: 揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類: 自動、手動 ②ただし書き適用の場合はその理由:		
(7)温泉井戸又はガス分離設備が設置された屋内における火気使	 用制限等<第6	⊥ 6条の3第3項第7号><附貝	   第5条第1項各号、第2項各号>		
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しないこと。 〈第7号イ〉		※ ム・凯型 にたい			
(※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第1項の措置が必要)→(13)へ	適合・不適合	適 合:設置しない 適 合:適用除外 不適合:設置する			
火気を使用する作業を実施しないこと。(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)〈第7号ロ〉	適合・不適合	適 合:作業しない 適 合:ただし書き適用 不適合:作業する	ただし書き適用の場合はその理由:		
防爆性能を有しない電気設備(温泉井戸の内部に設置されているものを除く。)を設置しないこと。〈第7号ハ〉 (※既存施設は適用除外されるが、附則第5条第2項の措置が必要)→(14)へ	適合・不適合	適 合:設置しない 適 合:適用除外 不適合:設置する			
部屋の内部及び部屋の入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用 を禁止する旨を掲示すること。〈第7号二〉	適合・不適合	適 合:掲示する 不適合:掲示しない	掲示の場所:		

(8)関係	系者以外の立入禁止制限<第6条の3第3項第8号>				
	井戸又はガス分離設備が設置された部屋に、立入りを禁ずる旨 示その他の方法により、関係者以外の者の立入りを制限をする	適合・不適合	適 合:制限する 不適合:制限しない	制限する措置の方法:	
(9)温泉	泉井戸にガス排出口の設置<第6条の3第3項第9号>			·	
	した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場 おいては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適 合:蓄積しない構造 適 合:設置する 不適合:設置しない	蓄積しないと判断した場合はその理由:	
(10)携	帯型可燃性ガス測定器及び消火器の設置<第6条の3第3項	第10号>			
携帯型	型の可燃性ガス測定器を備えていること。	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない	備付場所:	
消火器	<b>書を備えていること。</b>	適合・不適合	適 合:備え付ける 不適合:備え付けない	数量: 備付場所:	
(11)毎	作業日の点検<第6条の3第3項第11号>	I			
	易げる事項について、1日1回以上、点検を実施すること。 1号>	適合・不適合	適 合:点検する 不適合:点検しない		
	井戸又はガス分離設備の周辺の空気中のメタン濃度を携帯型の 生ガスの測定器を用いて測定すること。<第11号イ>	適合・不適合	適 合:測定する 不適合:測定しない		
	井戸又はガス分離設備及びガス換気設備の異常の有無を目視に 点検すること。〈第11号ロ〉	適合・不適合	適 合:点検する 不適合:点検しない		
(12)記	録及び記録の保存<第6条の3第3項第12号>				
点検系	告果等の記録を2年間保存すること<第12号>	適合・不適合	適 合:保存する 不適合:保存しない		
警報記	<b>投備による警報の作動状況の記録&lt;第12号&gt;</b>	適合・不適合	適 合:記録する 不適合:記録しない		
毎日の	の点検作業の記録<第12号>	適合・不適合	適 合:記録する 不適合:記録しない		
(13)火	気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備(火気	使用設備等)を	と設置している場合(既存	本施設のみに適用)<附則第5条第1項>	•
パーセ	当該火気使用設備等は、警報設備の検知器が爆発下限界の値の25 パーセント以上を検知したときに自動的に停止される構造を有する こと。〈第1号〉		適 合:停止できる構造 不適合:停止しない構造	自動停止される火気使用設備名:	
	可燃性ガスの検知器は、火気使用設備等の付近に設置されていること。<第2号>		適 合:設置する 不適合:設置しない	設置場所:	
	爆性能を有しない電気設備が設置されている場合の措置	(既存施設のみ	に適用) <附則第5条第	2項>	
次のし	いずれかの措置を講じていること			① ア)の場合	
ア)	警報設備の検知器が爆発下限界の値の25パーセント以上を 検知した場合において、迅速かつ確実に温泉の採取のための 動力又は温泉の自噴を停止できる構造であること。<第1号 >		適 合:7)を適用	汲み上げ方法:揚湯泉、自噴泉 停止方法の種類:自動、手動	
1)	ガス換気設備が防爆性能を有し、かつ、警報設備の検知器が 爆発下限界の値の25パーセント以上を検知したときに、温 泉井戸が設置された部屋のすべての電気設備(防爆性能を有 する電気設備を除く。)への電気の供給を自動的に停止する 構造を有すること。〈第2号〉	- 適合・不適合	イ)を適用 不適合:7),4)適用せず	② イ) の場合 自動停止される電気設備名:	
_	,				

技術基準の内容	技術基準適合状況				
		適合·不適合検査結果	状 況	備考	
温泉井戸が地下ピットに設置されている場合 < 附則! ) 温泉の採取停止 < 附則第4条第2項第1号>	第4条第2項	[関係>			
			ただし書き適用の場合はその理由:		
温泉井戸は、迅速かつ確実に温泉の採取のための動力又は温泉の自 噴を停止できる構造であること。ただし、温泉のゆう出路の構造等 の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。〈第1号〉	適合・不適合	適 合:停止できる 適 合:ただし書き適用 不適合:停止できない			
)火気使用制限等<附則第4条第2項第2号>			<u> </u>		
火気を使用する設備又は外面が著しく高温となる設備を設置しない こと。<第2号イ>	適合・不適合	適 合:設置しない 不適合:設置する			
火気を使用する作業を実施しないこと(ただし、当該範囲内において行うことがやむを得ないと認められる溶接又は溶断の作業を除く。)<第2号ロ>	適合・不適合	適 合:作業しない 適 合:ただし書き適用 不適合:作業する	ただし書き適用の場合はその理由:		
防爆性能を有しない電気設備(温泉井戸の内部に設置されているものを除く。)を設置しないこと。<第2号ハ>	適合・不適合	適 合:設置しない 不適合:設置する			
地下ピットの内部又は入口の関係者が見やすい場所に、火気の使用 を禁止する旨を掲示すること。<第2号ニ>	適合・不適合	適 合:掲示する 不適合:提示しない	掲示の場所:		
)地下ピットへの排出口の設置<附則第4条第2項第3号>			·		
地下ピットの内部の空気の排出口を設けること。 (ただし、メタン濃度が25%LEL以上となる排出口にあっては、第6 条の3第1項第3号(排出口の位置の基準)の場所に設置しないこと。)	適合・不適合	適 合:設置する 不適合:設置しない	排出口におけるメタンの濃度: %LEL 排気口の高さ: m		
) 配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第4号>		1	1		
			閉塞するおそれがない理由:		
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結による閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。<第6条の3第1項第4号イ>	適合・不適合	適 合:閉塞のおそれなし 適 合:措置する 不適合:措置しない	措置する場合(閉塞のおそれがある場合) の措置方法:		
			滞留するおそれがない理由:		
地下ピットの内部の空気の排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。<第6条の3第1項第4号ロ>	適合・不適合	適 合:滞留のおそれなし 適 合:措置する 不適合:措置しない	措置する場合(滞留のおそれがある場合) の措置方法:		
i)他の屋内への空気の侵入防止措置<附則第4条第2項第5号>	<u> </u>				
地下ピットの内部の空気が配管を通じて他の屋内に侵入しないよう にしていること。	適合・不適合	適 合:配管なし 適 合:措置する 不適合:措置しない			
高)温泉井戸への排出口の設置及び排出口の位置<附則第4条第	2 項第6号>				
発生した可燃性天然ガスが温泉井戸の内部に蓄積する構造である場合においては、当該温泉井戸にガス排出口を設けること。	適合・不適合	適 合:設置する 不適合:設置しない			
排出される気体中のメタンの濃度が25%LEL以上となる排出口にあっては、第6条の3第1項第3号イ、口(排出口の位置の基準)の場所に設置しないこと。〈第6号ただし書き〉	適合・不適合	適 合:設置しない 不適合:設置する	排出状態における排出口のメタン濃度:		
) 配管の閉塞防止措置<附則第4条第2項第7号>		•	1		
温泉井戸にガス排出口が設けられている場合は以下の措置を講ずる こと。〈第7号〉 ※温泉井戸にガス排出口が設けられていない場合は以下の記載は 不要					
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、凍結に よる閉塞のおそれがある場合においては、凍結を防止する措置。 <第6条の3第1項第4号イ>	適合・不適合	適合:設備なし 適合:閉塞のおそれなし 適合:措置する 不適合:措置しない	閉塞するおそれがない理由: 措置する場合(閉塞のおそれがある場合) の措置方法:		
温泉井戸からガス排出口までの配管の閉塞を防止するため、水が滞留するおそれがある場合においては、水抜き設備の設置及び定期的な水抜きの措置。〈第6条の3第1項第4号ロ〉	適合・不適合	適 合:設備なし 適 合:滞留のおそれなし 適 合:措置する 不適合:措置しない	滞留するおそれがない理由: 措置する場合(滞留のおそれがある場合) の措置方法:		
3)月次点検<附則第4条第2項第8号>					
毎月1回以上、温泉井戸、地下ピットの内部の空気の排出口及びガ	海ム・デ油へ	適 合:点検する			
ス排出口の異常の有無を目視により点検すること。	適合・不適合	不適合:点検しない			
) 記録の保存<附則第4条第2項第9号>					
点検作業の結果を記録すること。<第9号前段>	適合・不適合	適 合:記録する 不適合:記録しない			
その記録を2年間保存すること。<第9号後段>	適合・不適合	適 合:保存する 不適合:保存しない			
0) 配線ケーブルからの可燃性天然ガスの遮断<附則第4条第2	項第10号>				
可燃性天然ガス設備に設置された電気設備と制御盤その他のスイッ チ類が集中する設備との間の配線に接続箱(ジャンクションボック ストを設置し、可燃性天然ガスが優入しないようしていること。< 第6条の3第1項第5号>	適合・不適合	適 合:設置する 不適合:設置しない	措置の方法:接続箱 その他()		

# 可燃性天然ガス濃度確認現地調査書

調査年月日		年	月	日	曜日	天気		
調査者	職氏名職氏名					印印		
源泉名								
申請者	住 所							
十 明 但	氏名					連絡先	TEL	
申請地点	所在地							
中间地点	所有者							
立会者	氏 名							
メタン測	定 結 果	① ② ③	測定	場所	測定方	法	則定値(最高値)	測定機器
現 地 記の 結	周 査 果							

## 温泉採取施設等変更工事完了現地調査書

調査年月日		年	月	目		曜日		天気					
調査者	職氏職氏							印					
	住所												
届 出 者	氏名							連絡先	TEL				
温泉採取施設許可番号及び		栃木!	<b>県指令</b>	年		月	号日						
災害防止	上重	◎可炒	然性天氛	然ガス	発生	設備が	屋屋	内の場合					
要な変更 ※該当する: ○を付すこ	事 項番号に	2	ガス換象	気設備の	の位置	置又は構	<b></b> 費造	置又は構 の変更 位置又は					
0 2 N 9 C		◎可炒	然性天然	然ガス	発生	設備が	屋	外の場合					
		1	ガス分割	雑設備の	り構造	<b>造又</b> はカ	<b>ブス</b>	排出口の	位置の変	変更			
規則第6第 の規定に基 技術基準と 合検査書	もづく			り(別詞				・6) け記するこ	こと。				
立会者」	氏 名												
メタン測定	話 果	① ② ③	則定場所	所			定力	万法		測	定	値	(最高値)
現 地 調の 結	查果												

# 温泉採取・確認台帳

栃木県

;	源泉番号		源泉名				市町村名			温泉地名		
_							•	1				
1	源泉所在地						2					
3	源泉管理者	住所					氏名			電話		
	区分				申請者				許可・	確認年月日	許可・確認	番号
4	□許可 □確認	住所				氏名						
5	(1)測定年月日				(2)測定者							
メタ	(3)測定機器				(4) 測定方法				基準化	直		%LEL
١,,	(5)測定場所								(6)測定値	<u> </u>		%LEL %VO
定結	(測定できない理由) (7) ガス水比											
果	(7) ガス水比					(8) ガス分	離設備後のカ	ブス濃度				
6	採取場所の状況	7.							•			
7	採取実施状況写	真										
8	設備の設置状況	7.										
	区分			変更	更許可申請者				許可	可年月日	許可番	킂
	採取施設 変更許可	住所				氏 名						
9		住所				氏名		_				
		住所				氏名						

源泉番号		源泉名		市町	村名	温泉地名
10 4	タンガス調査結果				—	
調査年月日	別 定 方 法	測定値(%LEL)	測定者	備考		11.採取の経過状況
					TL	
					-	
					-	
					] -	

別記様式第13号(要綱第26条関係)

誓約 書(個人用)

年 月 日

様

住所 氏名

私は、温泉法第15条第2項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約します。

別記様式第13号の2(要綱第26条関係)

誓約 書(法人用)

年 月 日

様

住所 氏名

(法人の場合はその所在地、 名称及び代表者の氏名)

当法人及び役員は、温泉法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約します。

## 誓約 書(法人用)

年 月 日

様

住所 氏名

八

名

(法人の場合はその所在地、 名称及び代表者の氏名)

当法人が合併・分割し、地位を承継する法人及び役員は、温泉法第 15 条第2項各号に 該当しない者であることを誓約します。

# 温泉浴用許可申請調査書

調	査年月	月日	2	年	月	日 (	ļ	曜日)	天候			
調	査	者	職			氏名					F	却
申	住	所						施設名				
請者	氏	名						収容人員				
申詞	請の野	里由	1 利用 2 新規			渡、組織 創設	戏変	更、その他 4 浴室	<u>也</u> ) 内に浴標	曹の増設		
利	用源是	泉名			源泉	₹No.		分析機関	名			
泉	質	名						分析年月	日			
源泉	の衛生	上状況							·			
申詞	請浴室	室名						浴室の材	質			
告	生状	ン 4년 	浴室内の	衛生状態	適	· 否		採光の状	態	適 •	否	
1年)	土业	、忠	換気の	) 状態	適	· 否		温泉量	ł			0 /分
終	流黄る	<b>たり</b>	温泉湯口	1の位置		適 •	-1	否				
mg,	M kg l / kg l f する	以上	硫化水素	ガス濃度		PPI	M	窓の開閉	月	有 •	無	
白作	9 3	勿口	換気口数		箇所	換気扇	数		箇所	換気の状	:態	適・否
浴	慒の□	面積				]	m²	浴槽の容	積			$m^3$
浴	慒のホ	才質										
浴	曹の刑	形状	(形状を	を記入し、	縦横、濱	架さを記	l入(	のこと。)				
調	査 絹	吉果										

# 温泉飲用許可申請調査書

調	査 年	月	日			年		月		日	(		曜日	∃)	天	候	気温		
申請	住		所																
者	氏		名																
施言	表所の 設の 生地	名	称	所在	王地												TEL		
	理す			名	称									管	理	者			
利力	用源	泉	名						源	泉No.				ゆ	うと	出量			0/分
泉	質	•	名											泉		温			$^{\circ}$
揚	湯	方	法	自象	*	出•	動力	J揚湯	(ポ	ンプの	り型ゴ	, ,					•	,	)
送	湯	方	法	自象	<sup>然流下</sup>	• ポ	シフ	『圧送	(ポ	ンプの	り型式	,						,	)
温。	泉分	析	書	分析	<b>介機関</b>	名								分标	斤年	月日			
	源	泉	適・	否	分析	機関	名							分标	斤年	月日			
水質	飲泉	:П	適・	否	分析	機関	名							分标	斤年	月日			
基準	- 4 - 4		不要	£ •	(希彩	尺を身	要し	ない・	水道	<b>並</b> 水使	用)								
	希釈	水	適・	否	分析	機関	名							分核	斤年	月日			
区	分				内											容		適	否
	源	• =	表流	水や浅	層地下	水や	浀脂	類等に。	よりネ	汚染さ	れない	棹	造で	ある	こと	•			
	泉								れて	おり、	かつ	開口	コ部分	1618	Eこ!	)その	他により汚染され	ı	
調					閉され				さわ	ナさい精	転生で	ti	曲の茅	シャ田	ЕПи	in δ.σ	)汚染を防止する <i>0</i>	0	
查	中				造であ			, yry <del>x</del>	CAU	"AV 1F	*\F \ \	11	目、一四	ᇓᅅ	11/5-1/	. ∿ر•۰ ر	7.7 <del>x</del> ~b,11.7°3°		
項	継 槽 •		やむる	を得す		二設置	ける	ている、場合は		水槽等	からの	DŤ	5水に	こより	汚	たされ	けないような有効だ	Ĩ	
目	貯湯	• ;	抜気管	<b>奎、</b> 溢	流管管	部部	以こり	<b>連網等</b> /	が設に	けられ	ている	5 C	<u>'</u> と						
	槽	• 5	完全	公水密	性を係	持す	るの	に十分が	な強	度と耐	久性を		iする	材質	であ	るこ	Ł		

	・温泉引湯施設以外の配管設備が設置されていないこと	
	・槽内に温泉が滞留することのない構造であること	
	・内部点検が容易にできる構造であること	
送	・管内圧を常に一定以上に保ち、周辺の環境等により汚染されない配管設備であること	
· 引	・水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること	
湯	・温泉を汚染するおそれのある設備、機械類等の中を貫通して配管されていないこと	
管	・当該設備以外の配管設備と直接連結されていないこと	
飲	・原則として浴室外の衛生上支障のない場所に設置すること やむを得ず浴室内に設置する場合には、飲泉用の湯口と浴槽湯口とを分離し、飲泉用の湯口等は限定すること 浴槽及び洗場からの飛沫により汚染されない構造であること	
泉口	・水密性を保持するのに十分な強度と耐久性を有する材質であること	
	・飲泉コップは共用しないこと	
	・飲泉所は落ち着いた雰囲気で飲泉ができる状態であること	

	調査	者	職	氏名	印
調					
査					
結					
果					

利用源泉名

ゆう出地

#### 温泉の禁忌症、適応症及び入浴上の注意決定書

年 月 日

様

保健所長

年 月 日付け申請の温泉利用許可に伴う、温泉の浴用上の禁忌症、適 応症及び入浴上の注意を次のとおり決定したので通知する。

泉	質											
		禁	心	症					適	応	症	
一般的	的禁忌	录症:					一般的	的適応頻	定:			
泉質別	別禁忌	禄症:					泉質別	別適応犯	定:			
			入	浴	上	の	注	意	事	項		

利用源泉名

ゆう出地

### 温泉の禁忌症、適応症及び飲用上の注意決定書

年 月 日

様

保健所長

年 月 日付け申請の温泉利用許可に伴う、温泉の飲用上の禁忌症、適 応症及び飲用上の注意を次のとおり決定したので通知する。

泉	F										
	禁	忌	症					適	応	症	
一般的梦	禁忌症:					一般	的禁忌	症:			
泉質別類	禁忌症:					泉質	別適応	症:			
含有成分	分別禁忌症	:									
		飲	用	上	の	注	意	事	項		

利用源泉名

ゆう出地

#### 温泉の禁忌症、適応症及び入浴上の注意決定書(再決定)

年 月 日

様

保健所長

年 月 日付け温泉分析届により、温泉の浴用上の禁忌症、適応症及び 入浴上の注意を次のとおり再決定したので通知する。

泉質											
	禁	忌	症					適	応	症	
一般的禁忌	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					一般自	内適応犯	<b>註:</b>			
泉質別禁忌	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					泉質別	別適応犯	定:			
		入	浴	上	Ø	注	意	事	項		

利用源泉名

ゆう出地

### 温泉の禁忌症、適応症及び飲用上の注意決定書(再決定)

年 月 日

様

保健所長

年 月 日付け温泉分析届により、温泉の飲用上の禁忌症、適応症及び 飲用上の注意を次のとおり再決定したので通知する。

泉質											
	禁	忌	症					適	応	症	
一般的禁	忌症:					一般	的禁忌	症:			
泉質別禁	忌症:					泉質	別適応	症:			
含有成分	別禁忌症	:									
		飲	用	上	の	注	意	事	項		

#### 温泉の禁忌症、適応症及び入浴(飲用)上の注意決定書再通知願

年 月 日

保健所長 様

住所 氏名 (法人の場合は名称、) 所在地及び代表者 の氏名

次のとおり、温泉の禁忌症、及び適応症及び入浴(飲用)上の注意決定書の再通知 を受けたいので、関係書類を添えて届け出ます。

浴用・飲用の別	浴	用	•		飲	用
許可番号及び年月日	栃木県	指令		月	号日	
許可施設の 所在地						
許可施設の 名称						
再通知を希望する理由						

別記様式第 15号の6 (要綱第 27条関係)

利用場所

利用源泉名

ゆう出地

温泉の禁忌症、適応症及び入浴(飲用)上の注意決定書(再通知)

年 月 日

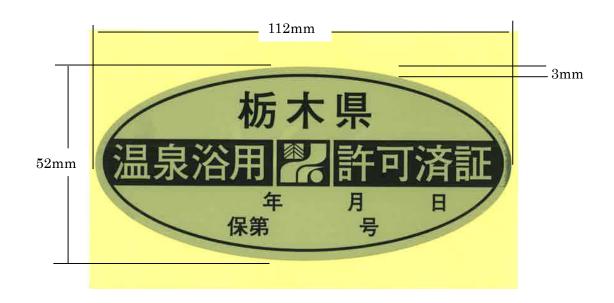
様

保健所長

印

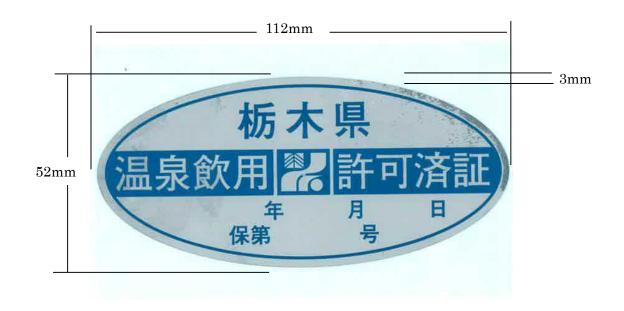
年 月 日付け温泉の禁忌症、適応症及び入浴(飲用)上の注意決定 書再通知願に基づき、 年 月 日付けで決定した温泉の禁忌症、適応症 及び入浴(飲用)上の注意を、次のとおり再度通知する。

·												
	禁	忌	症					適	応	)	定	
一般的禁忌	 : : :					一般	的適応					
泉質別禁忌	<b>沿症</b> :					泉質	別適応	症:				
	入	浴	飲	用)	上	の	注	意	事	項		



金地、文字・線は黒

別記様式第16号の2 (要綱第28条関係)



銀地、文字・線は青

### 温泉利用許可済証再交付願

年 月 日

保健所長 様

住所 氏名 (法人の場合は名称、) 所在地及び代表者 の氏名

次のとおり温泉利用許可済証の再交付を受けたくお願いします。

浴用・飲用の別	浴	用		•	飲	用	
許 可 番 号 及 び 年 月 日	栃木県指令	第 年	月	<del>号</del> 日			
施設の所在地							
施設の名称							
浴 室 名 又 は 飲泉所の場所							
再交付願の理由							

### 温泉利用許可施設変更届

年 月 日

保健所長 様

住 所 氏 名 (法人の場合は名称、 所在地及び代表者 の氏名

温泉利用(浴用・飲用)施設を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

浴用・飲用の別	浴	用		•	飲	用		
許 可 番 号 及 び 年 月 日	栃木県指令	第年	月	号 日				
施設の所在地								
施設の名称								
浴室名又は 飲泉所の場所								
変更の内容								
変更の理由								

### 温泉利用許可施設廃止届

年 月 日

保健所長 様

住所 氏名 (法人の場合は名称、) 所在地及び代表者 の氏名

温泉の利用(浴用・飲用)施設を廃止したので、関係書類を添えて届け出ます。

浴用・飲用の別	浴	用	•		飲	用
許 可 番 号 及 び 年 月 日	栃木県指令	第年	月	号日		
施設の所在地						
施設の名称						
浴室名又は飲泉所の場所						
廃止年月日						
廃止の理由						

番	<b>号</b>									I.		泉	浴	}	用	許	可	台	帳				材	f .	木	県
	市	田	Г	村	名	Ì										温	泉地	,名								
1	利及	用 び			設 在	名地	11 14									所在地	₸					電話				
2	利住	用が			f 有 氏	者名	住所											氏名				電話				
3	利責	用 任 者	施	設所	管 • 氏	理名	住所											氏名				電話				
4		利用	目的	及び	利用	施設	収容	:人員	利用	目的									団体		名、個	人				名
		利	用	源	泉	名		分析年	月日		分	析	機	関	名		泉		質	名	禁適等	決定年	∓月日	‡	渴 疗	- 届
5																										
6		利用的 (所有	b設0 者 •	の経過 増改	過状況 築等)	₹ )	別	紙																		
7		監視指導	見年月 事事に	月日及 頁の有	及び 頁無		別	紙																		

[別紙]

施設番号	施設名	市町村名	温泉地名	

	7. 監視年月日	及び指導事項の有無
6. 利用施設の経過状況(所有者・増改築等)	監視年月日	指導の有無
		1
		+
		+
		_
		+
		+
		_
		+

		利	用		許		可	¥	犬	況	,	No.
整理番号	許可年月日	浴室名	利用源泉名	長径	浴 短径	深さ	槽 形 状	蛇口数	換気設備		面番号 浴室配置図	許可取消、許可消滅 増改築等の経過状況
	保第  号			m	m	m						
	保第  号											
	保第  号											
	保第  号											
	保第  号											

別記様式第19号の2 (要綱第35条関係)

村名	温	. 泉					可台帳		番	号			
			地 名						1 1	水	質	試	験
				1 0		施	設 内 容		項	目	1	2	3
施設名					• 位 置				一般和	油 菌			
所 在 地				源	・種 類 及び規模								
				泉	・湧 出 量		1/分						
					<ul><li>泉</li><li>温</li></ul>		°C		ひ	素			
設所有				中	• 設置場所				銅				
所 氏 名				槽	・形状寸法				ふっ	素			
				貯湯	・材質				鉛				
施 <u> </u>	団体 名, 個人		名	槽	・有効容量				水	銀			
源泉名				送	・形状寸法				遊離。	炭 酸			
質 名				湯	• 材 質				カドミ	ウム			
定年月日				管	• 距 離				総硫化	水素			
たりの					• 設置場所				р Н	値			
取量及				飲	・形状寸法				臭気、	色度			
用方法					<ul><li>材質</li></ul>								
年月日				泉	・流 量		1/分		, ,				
					• 泉 温				分析年	月日			
くの種類				-	• 附帯設備				分析植	幾関			
一 一	設所 原質定た取用年 所氏 人泉 月り量 方月 イーター 日の及法日	設所有 形 氏 施人泉 団体 名, 個人 原 質 年 り 最 方 日 た 量 方 日 た 量 方 日	設所有 所有 所人。 を を を を を を を を を を を を を	設所有 形氏名 施人 原名 東名 世年月日 たりの 取量 及 用 方法 年月日	泉 中継槽貯湯槽 所有 所有 所 氏名	所在地       ・種及別 規量         設所有       ・泉 設 形 材 別 場 中継槽貯湯槽         所氏名       ・材 効 オ 対 容 寸 で お 質量         原名       ・ 形 材 別 容 寸 で お 質量         定年月日       ・ 股 置 状 質 離 所 致 量         取 方 法       年月日         原 月日       ・ 別 所 法 質量	所在地     ・種び規模・・薄板が規模・・湧 別様・・泉 置場所・・形状・質・・材 対 容量・・形状・質量・・ おお 質 名名 変色 月日     ・形状・質 を ・ 形状・質 を ・ 形状・質 を ・ を がった 質 を ・ を がった 質 を ・ を がった 質 を ・ を がった で からな 量 を がった で からな 量 な またりのの な 量 な またりのな またりのな またりのな またりのな 量 な またりのな またりのな またりのな またりのな またりのな またりのな またりのな またりのな またりのな 量 な またりのな また	所在地	所 在 地	所在地     源     ・種類 人 分	所 在 地	が 在 地	所在地

施設番号                         市町村名	温泉地名	
-----------------------------------	------	--

1 2	監視	見 年 月 流 量	日	及 7	ゾ 指	導	の	有	無				<b>省</b> 尔	息	亞	借	$\bigcirc$	经	過	北	沿	
監視年月日	泉温	流量		調査				備		考			八	八	又	l/HI	0)	小工	) E	1/\	<i>1)</i> L	
						1																
											〔略図〕	〕源泉:	から飲タ	見口まで								

別記様式第20号(要綱第36条関係)

誓約 書(個人用)

年 月 日

様

住所 氏名

私は、温泉法第19条第4項第1号及び第2号に該当しない者であることを誓約します。

誓約 書(法人用)

年 月 日

様

住所 氏名

法人の場合はその所在地、 名称及び代表者の氏名

当法人及び役員は、温泉法第19条第4項各号に該当しない者であることを誓約します。

### 温泉成分分析機関登録申請調查書

調	査 年	月日		年	月 日	(	曜日)	天	候	
調	査	者	職		氏名					印
申請者	住	所								
	氏	名								
	析 施 設 生地、名 バ分析責任		所在地					TEL		
			名 称				分析責任者			
分析	· 責任者	の資格	有・無	内 容				•		
温泉成分分析に使用する器具、機械又		ガラフ	《製棒状温》	度計	有・無	適	• 否			
	化学天びん				有・無	適	• 否			
	原子吸光光度計			#	有・無	適	• 否			
	分光光度計				有・無	適	• 否			
	水素イオン濃度計				有・無	適	• 否			
	イオンクロマトグラフ				有・無	適	• 否			
	いずれか1つを保有すること (該当するものに○をつける) ・IM 泉効計 ・液体シンチレーションカウンター ・ゲルマニウム半導体検出器(※)				有・無	適	• 否			
は 装	水銀用原子吸光分析装置				有・無	適	• 否			
置の					有・無	適	• 否			
名称					有・無	適	• 否			
調査結果										

(※) ゲルマニウム半導体検出器は、IM泉効計又は液体シンチレーションカウンターと同程度以上の性能を有する器具、機械又は装置と解して差し支えない。(H27.3.12 環自総発第 1503124 号環境省自然環境局長通知)